

## マイクロチップによる個体識別

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、犬やねこなどの動物の所有者は、自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップの装着等を行うべき旨が定められています。

また、特定動物（危険な動物）や特定外来生物を飼う場合には、マイクロチップの埋込みが義務づけられています。

### 動物の個体識別（所有者明示措置）に係る法律等の関係条文抜粋

#### ● 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）・抜粋

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条第3項 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

#### ● 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置（平成18年環境省告示第23号）・抜粋

第4（2）動物の区分ごとの識別器具等の種類

イ 家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合には、補完的な措置として、可能な限り、マイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

ロ 特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高いことから、厳格な個体の管理が必要である特定動物については、原則としてマイクロチップ（鳥綱に属する動物にあってはマイクロチップ又は脚環）を装着することとし、（以下、略）

#### 【特定動物】

ほ乳類	ニホンザル、クマなど
鳥類	オオタカ、イヌワシなど
は虫類	ワニガメ、ワニ、コブラなど

#### 【特定外来生物】

ほ乳類	アライグマ、ハリネズミなど
鳥類	ガビチョウ、ソウシチョウなど
は虫類	カミツキガメ、タイワンハブなど

## ペットの身元証明として

迷子、災害、事故などによって、毎年たくさんの犬やねこなどのペットが保護され、そのうちの多くは飼い主が見つからないままになっています。万一の場合に備えて、飼い主が分かるようにしておくことは、飼い主の責務です。マイクロチップは、耐久性が高く、脱落したりしないため、安全で確実なペットの身元証明になります。

### 特定動物や特定外来生物を飼うときに

「動物愛護管理法」や「外来生物法」によって指定された危険な動物（特定動物）や生態系や人の生命・身体、農林水産業などに被害を与えるおそれのある動物（特定外来生物）を飼う場合には、マイクロチップなどによる個体識別措置が義務づけられています。

### 犬やねこを海外から連れて帰るときなどに

犬やねこを海外から日本に持ち込む場合には、マイクロチップなどで確実に個体識別をしておく必要があります。また、海外に連れて行くときには、マイクロチップが埋め込まれていないと持ち込めない国があります。



発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室  
所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>  
制作：(社)日本動物保護管理協会  
編集・デザイン：あすか工房  
平成20年3月発行

〇お問い合わせ・ご相談はお近くの都道府県、指定都市、中核市の担当窓口へ



# マイクロチップを 知っていますか？

突然の迷子、災害、盗難、事故  
……ペットは住所も名前もいえません。  
そんなとき、**マイクロチップ**は  
確実な身元証明になります。



平成19年度動物愛護週間ポスターのデザイン絵画コンクール  
動物愛護部門 最優秀作品 西連地 麻央さん（茨城県）

